

第2章 どのような計画を作るのか（基本的な考え方）

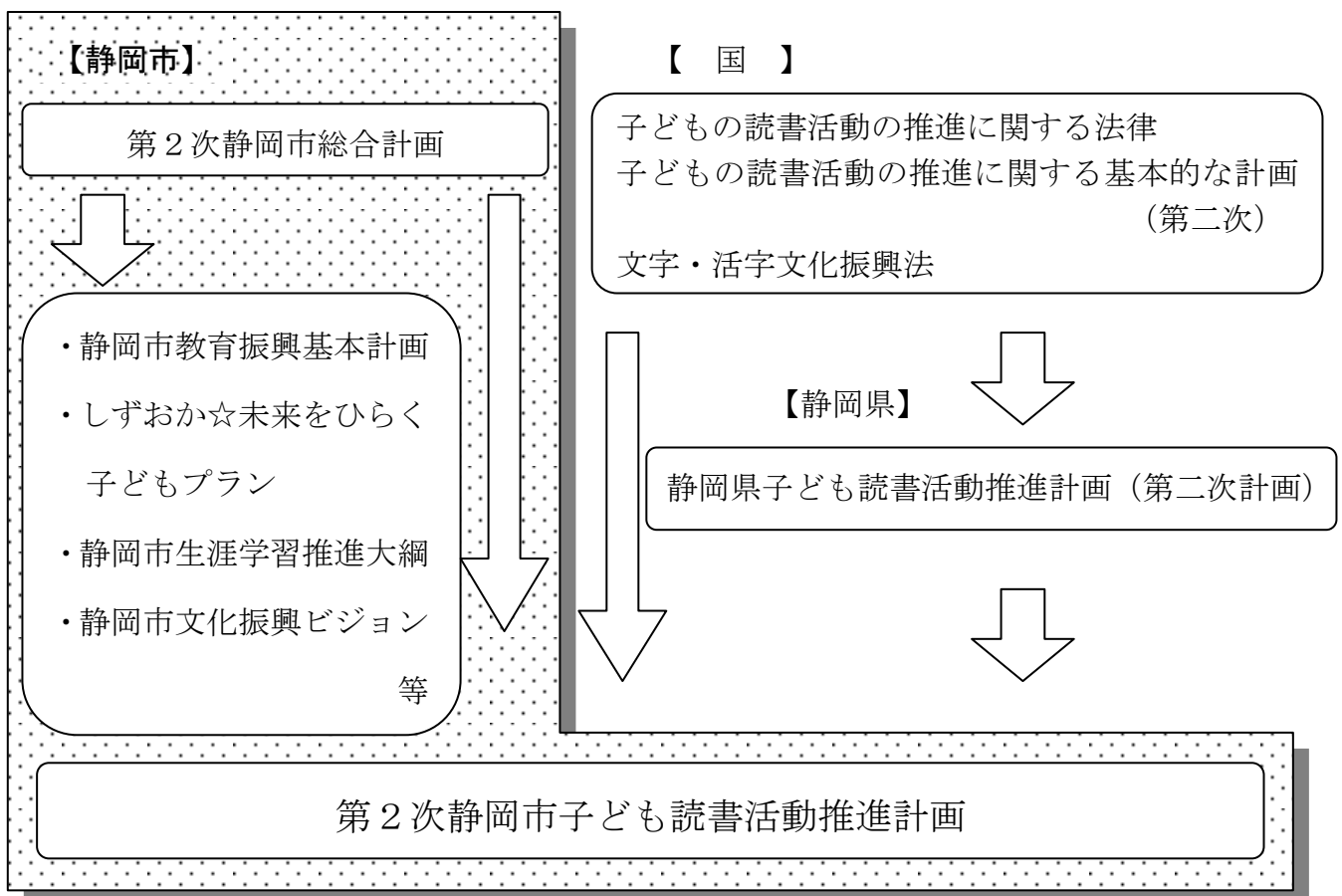
1 計画の目的

第1次計画は、年齢や障害の有無、国籍や育った環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが自然に読書に親しむことができるよう、子どもの読書環境を整備する施策を総合的に推進することを目的として策定しました。この成果と課題を踏まえて「第2次静岡市子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づいて策定された国の基本的な計画及び静岡県の推進計画を基本として策定します。

また、本市における総合計画及び他の分野の計画との整合性を保ちつつ、市全体として連携を図り、計画を推進するものとします。



3 計画の対象

本計画でいう「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいいます。

また、本計画では、家庭・学校・地域等の市民及び団体を対象として計画を推進していきます。

4 計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

5 計画の基本的方針

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供

子ども自身が読書の楽しさや大切さを知るきっかけを作るために、子どもが読書に親しむ機会を提供します。

(2) 子どもの読書環境の整備・充実

乳幼児期から読書に親しむことができる環境をつくり、子どもが興味をもち、感動する本を身近に整えていきます。

また、読み聞かせボランティアの養成や職員に対する研修等に努めていきます。

青少年期においては、自主的な読書活動への援助の充実を図ります。

(3) 子どもの読書活動に関する普及・啓発

子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付ける上で、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心をもつことが重要であることを充分認識し、読書の意義や大切さについて広く普及・啓発を行っていきます。

(4) 学校・地域等の関係機関の連携・協力

保育所・幼稚園、学校、図書館^{*6}、生涯学習施設^{*7}、保健福祉センター等がより一層連携・協力して社会全体で、子どもの読書活動を推進していきます。

*6「図書館」：本計画において「図書館」とは、静岡市立の図書館（中央図書館、清水中央図書館、御幸町図書館、南部図書館、藁科図書館、西奈図書館、長田図書館、北部図書館、清水興津図書館、蒲原図書館、麻機分館、美和分館）のことをいう。また、「公立図書館」は静岡県立中央図書館及び静岡市立の図書館のことをいう。

*7「生涯学習施設」：本計画において「生涯学習施設」とは、静岡市立の生涯学習センター・生涯学習交流館のことをいう。

6 第2次計画の数値目標

計画の進捗状況を把握するため、「静岡県子ども読書活動推進計画（第二次計画）」の努力目標をもとに、本市の現状と第1次計画の成果と課題を踏まえ、以下のとおり第2次計画の数値目標を設定します。

【第2次計画の数値目標一覧】

目標項目	《実績》 平成23年度	《目標》 平成26年度	参考《県の目標》 平成25年(2013年)
図書館の児童図書の蔵書冊数(12歳以下の子ども1人あたり)	6.9冊	7冊以上	8冊以上
図書館の児童図書の年間貸出し冊数(12歳以下の子ども1人あたり)	16.5冊	17.5冊以上	20冊以上
図書館の「学校協力貸出し」の年間貸出し冊数	7,930冊	8,000冊以上	—
朝読書、読み聞かせ等全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合	小学校 100% 中学校 97.6%	100%	100%
1か月にまったく本を読まない児童・生徒の割合	小学生 3.4% 中学生 11.4%	0%	—
読書週間や「子ども読書の日」等に読書啓発に取り組んだ学校数の割合	小学校 90.7% 中学校 79.1%	100%	100%
学校司書等を配置している学校数の割合	新規 小学校 70.9% 中学校 74.4% 高校 100%	小学校 80% 中学校 75% 高校 100%	小学校 80% 中学校 80% 高校 95%
司書教諭や学校司書等が読書指導や学校図書館の機能を活用した授業の支援等を行う時間を位置付け、実施している学校の割合	新規	100%	100%